



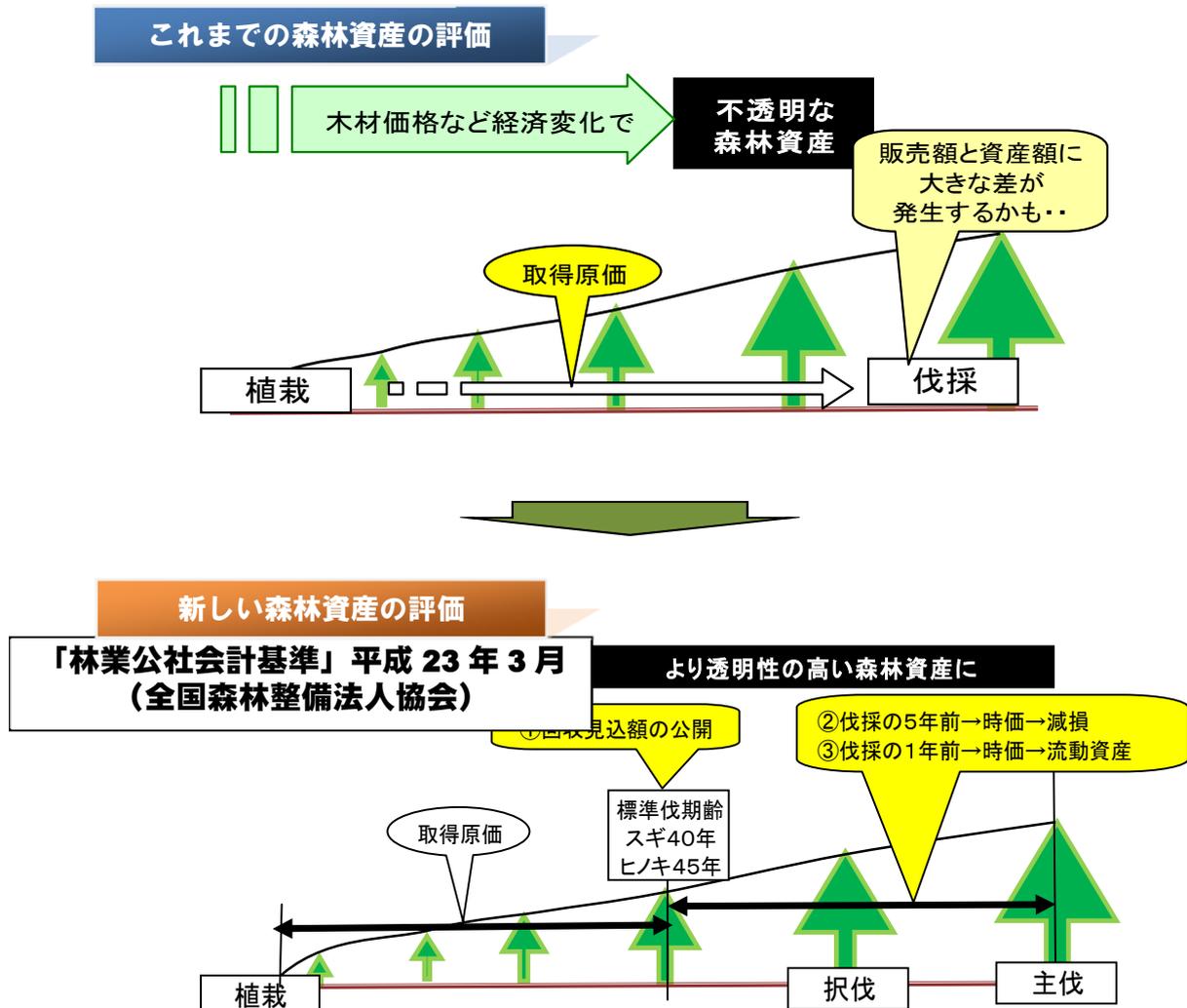
## (2) 森林資産の評価方法

近年では公益法人等の資産への関心が高まり、具体的に含み益や含み損を明らかにするよう、平成20年度に改正された公益法人改革（会計）においては、資産の時価評価を取り入れ、適正な資産価値を表すよう指導されることになった。

これに対応するには、予め時価評価を行い、適正な森林資産額に修正することが求められることから、平成21年12月に国や全国の都道府県、公社の代表で「林業公社会計基準策定検討委員会」が立ち上げられた。公認会計士など専門家を交え、徳島県も加わり「新たな会計基準」を制定する中核の部分として、森林資産の評価手法と財務諸表への反映や情報公開などが検討された。

この結果、平成23年3月に「林業公社会計基準」には、森林の資産評価について、近年の長伐期化を念頭に、収穫を得るまでに80年以上も要することや、公社の分収林制度のしくみなど、「林業の特殊性」を勘案し、次のとおり、3段階に森林資産を評価することとし、情報開示への対応や資産の修正を行うものとしている。

この新たな全国統一の「林業公社会計基準」に定められた森林資産の評価手法に基づき、「固定資産の減損」や「流動資産の評価損」などの新公益法人に求められる資産評価を導入がまもなく開始され、公社の森林資産（分収林勘定）は、簿価においては負債額と資産額が同額で推移するという会計の特殊性があるため、「減損等の発生」が大きくなれば、バランスシートが崩れるという危険性が含まれている。



**第1段階** 標準伐期齢までは取得原価とし、標準伐期齢を超えたものは将来の伐採収入を現在まで割戻した額を「回収能力見込額」として注記に表示する。(情報開示)

**①会計的に森林資産情報の公開に対応**

<回収能力見込額>  
 総務省の定める「財政健全化法」関係の森林資産の修正評価方法に準じ、一部変更した方法(下記アンダーライン部)で**財務諸表の「注記」に記載し、毎年、評価額を公開する(BSは変更しない)**

**※回収能力見込額＝正味販売価格÷割引率**  
 ・**割引率**＝(1＋金利)<sup>割引年数</sup>  
 金 利＝公社借入金の実質加重平均(WACC)の金利とする  
 割引年数＝平均伐採年－平均樹齡(標準伐期齡以上)とする  
 対象森林＝標準伐期齡以上の森林(未満は簿価のまま)  
 木材価格＝各都道府県の木材価格

団地単位で標準伐期齡  
(スギ40年、ヒノキ45年)  
を超えるもの

**第2段階** 伐期が近づき一定の林齢に達した(主伐の概ね5年前)時、森林資産(固定資産)を評価し、必要な場合は減損する。(減損会計の導入)

**②森林資産への減損会計の導入**

<固定資産の減損>  
 ・森林資産を団地毎にグルーピングする  
 ・グループ化した森林資産毎に、主伐(択伐)を行う概ね5年前に、木材市況から時価を求めたとき、簿価の1/2未滿かつ、回復の見込みがない場合は、固定資産額を「評価額」まで「減損」する。  
 ・減損した資産の戻し入れはできない。

50年生になると、択伐開始 この5年前に、「減損」をチェック

**第3段階** 主伐事業が確定すると、固定資産から流動資産(販売用の棚卸し資産)に振り替える。このとき、正味売却価格をもって計上する。(時価評価)

**③販売用資産(棚卸し資産)に置き換え**

<固定資産から流動資産へ>  
 ・伐採事業を行う森林は、その1～2年前に、「固定資産」から「流動資産」に移すものとする  
 ・流動資産とする額は、正味売却価格による時価となるため、固定資産の額に満たない場合は差額を損金とする

50年生になると、択伐開始 伐採量に応じ、販売用として「流動資産」へ

## 2 債務問題の検討

### (1) 債務の現状

公社はこれまで経営改善に取り組み、今回、改めて長期収支シミュレーションを行った結果、前回よりも改善しているものの、現状では△82億円の最終赤字が予想された。

このため、改めて、債務問題について検討を行った。

現在（H22年度末）の公社の長期債務は182億円で、その債務先は県と公庫だけであり、公庫は県から損失補償を受ける契約を結んでいるため、実質、債権を有する当事者は県だけである。

借入金	日本政策金融公庫	44億円（全額 県の損失補償）
	徳島県	85億円
未払利息	徳島県	53億円（S41～H17までの確定利息）
合計	債務総額	182億円

### (2) 委員会での意見

委員会の議論においては、債務問題は存廃やあり方と連動して議論され、時期や手法、さらには県の対応といった面から様々な意見が出されたところである。

- ▶ 既借入金ばかりを議論してもしかたがない、借入先は公庫以外は県だけ。問題は、今後どれだけ経費がかかるのか、である。
- ▶ 県と公社は一体で、解散は利払い節減が少しあるだけ、特定調停のメリットは小さく、現段階では債権放棄までは必要ないと考える。
- ▶ 債権放棄は単に金額の問題でなく、滋賀のような「特定調停」は公的チェックを経て「債務免除を得る」こと自体に大きなメリットがある。このような財務体質の改善についての県の対応可否が問題。
- ▶ 75年先までの収支試算で、木材単価1,000円/m<sup>3</sup>の変化＝収支17億円の変化となる目安の試算であることを踏まえて、債権放棄は慎重に検討すべき。
- ▶ 国は自分らの責任を言わずに、各公社（県）に責任を取れと言う構図であるため、国の部分を残し、国の責任を追及すべき。
- ▶ 単なる「譲渡」は、県に付け替えるだけで問題解決はしない。

また、公社そのものの存在意義やあり方として

- ▶ 最初から「公社ありき」できなく、目的達成に適するしくみを検討。
- ▶ 廃止した後、どうするのか、存続したあとどうするのか重要。
- ▶ 廃止を考えるのではなく、通常、経営とは、工夫をしながら継続をしていくしかない。
- ▶ 継続するにしても、①健全経営のため債務問題を処理し、身軽にするかどうか、②森林保全にはどのようなしくみが良いのか検討。

### (3) 検討結果

委員会での意見を大別すると、まず、森林保全の役割を果たす公社を継続するとしても、経営改善には「債務を減少させること」が第一であり、現在の債務を減少させる最も有効な手段が「債権放棄」と考えられるため、特定調停のように第三者が認める法的な手法で債権放棄額を決定し、債権放棄が実現すると、目に見えて公社の経営改善が図られることで意義があるという意見がある一方、

他方は、公社がこれまで経営改善策に取り組み、改善を継続しているところであること、債務相手は県だけであることから、現時点で債権放棄を行うのは時期尚早ではないか、また、木材価格1千円/m<sup>3</sup>の変動で最終収支が17億円も変わる収支試算から債権放棄の判断は難しいとする意見に分かれた。

双方を議論した結果、債権放棄による負債の解消効果は十分認識するが、現時点では「債権放棄」にはとらわれず、他の対策による公社の経営改善を進めることとした。

#### (4) 他県の例での試算

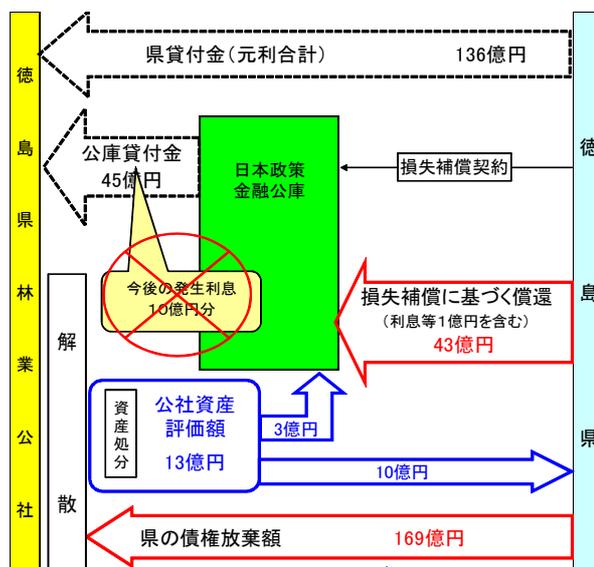
神奈川県解散による債権放棄や滋賀県の特定期調による債権放棄の事例を徳島県に当てはめた（長期収支シミュレーションの数値を用いた）ところ、次のとおりである。

- 神奈川県と同様に、公社を解散し債務を引き受けると、
  - 1 県の債権放棄額 : 169 億円
  - 2 公庫借入金を県が「3セク債」で償還 : 43 億円

直接的なメリットとしては、公社が公庫に利息を払うより、県が3セク債利用で10億円の節減となる。

一方、デメリットは、まず、現時点での債権放棄額が169億円と大きくなることである。

次に、将来の資金回収を期待しなければならない森林資産は、県が代物弁済として分収林を引き受け、現状のままで引き継ぐため、分収林の課題も将来の収入不足も県に移される。

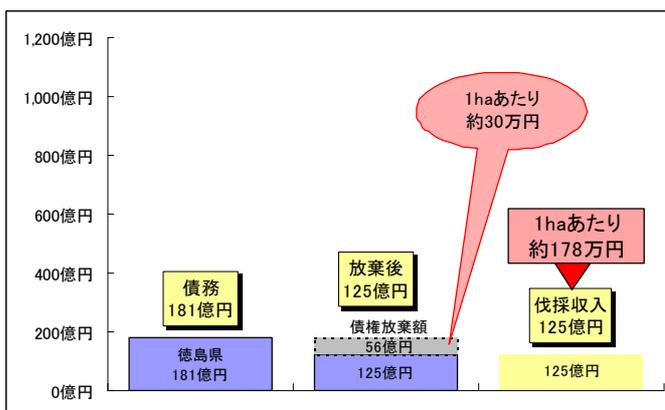


- 滋賀県の事例と同様に、特定期調で債権放棄し、公社を存続すると、
  - 1 債権放棄額（森林資産額を除く額） : 56 億円
  - 2 公庫借入金を県が免責的債務引受 : 58 億円

メリットは、公社の財務諸表の上で債務が小さくなることで国等から財務が改善されたと見られることである。

デメリットは、債権者が県であるため、放棄額だけ県の損失が確定することであり、滋賀県同様の手法では、公庫債務も県が引き受け、弁済となるため、より短期間での返済を余儀なくされることである。

さらに、公社を存続して分収林事業は継続する必要があるため、今後も貸付金が必要であること、また、債権放棄後の経営改善が不十分な場合は、債権放棄時に見込んだ伐採収入を下回る状況も想定され、将来、再び債務超過となる可能性もある。



### 3 県からの借入金

#### (1) 県からの借入金の継続

公社では、前回の経営改善計画を受け、搬出間伐や択伐の収益増加に努め、経営コストの削減を行っているが、借入金の返済は長期伐期の主伐へ依存しているところである。

現在の借入金の返済計画は45年の一括償還となっており、長伐期の主伐時期80年とは大きく乖離しており、このままでは支払うことができない。

収入源となる分収林の齢級別資源構成は、除間伐が必要な3～7齢級(11～35年生)の林分が最も多く、搬出間伐が実施できる8～10齢級(36～50年生)の林分は44%、択伐が実施できる50年生以上に達している林分は未だ無い状況である。

今後、搬出間伐や択伐の収益により、返済可能な部分は考えられるが、一方では、伐採収入を得るまで、育成管理が必要な林分への事業経費に対する県貸付金が必要な状況(H56まで今後29億円が必要)が継続することが予測される。したがって、本格的な主伐を迎え、収支が安定すると試算される平成57年度(分収林の単年度収支の黒字化)まで、引き続き、県からの借入金を継続する必要がある。

#### (2) 既借入金の償還の延期

また、県からの既借入金の償還については、長伐期に契約変更すれば、その期間(80年)に一律に連動させることが原則ながら、事業収支を予測すると、分収林事業の単年度収支が黒字化する平成57年度が節目であると考えられる。このため、未払利息も含め、ひとまず償還期間を平成57年度まで(最大35年間)の延伸措置を行うよう要請する必要がある。

なお、前回の経営改善計画で、この未払利息は、過去の高金利時代の利息であること、公社が森林の保全効果が高い役割を果たしてきたことから免除を要請しており、この経緯からは引き続き検討が望ましいものの、経営改善の取り組みとしては、他の対策を行った後の措置と考える。

